

家庭用保証約款

本保証約款（以下「本約款」という）は、ガス等の供給事業者（以下、「事業者」という。）が家庭用に供給を受ける利用者（以下、「利用者」という。）と供給契約を締結し、利用者が株式会社日本料金保証（以下「当社」という。）と保証委託契約を締結したことにより、当社が事業者に対して利用者の料金支払債務を連帯保証することにつき、その保証契約の詳細を定める。

第1条（保証の対象）

1. 保証の対象となる供給契約は家庭用のものに限られ、事業用と家庭用が一体となった供給契約は対象外とする。
2. 保証の対象は供給されたガス・灯油等にかかる料金支払債務（元金に限る）のみとし、これ以外の債務については保証の対象とならない。

第2条（保証委託契約の締結等）

1. 事業者は利用者に対して保証委託契約の内容を説明する。保証委託契約書は、専用管理サイトから最新のデータをダウンロードし、事業者の名称等を記入し、利用者が署名又は記名押印したものを事業者が保管するものとする。
2. 保証委託契約書兼領収書は、専用管理サイトから最新のデータをダウンロードし、事業者の名称等を記入し、保証料の支払いと引き換えに利用者に対して交付する。
3. 事業者は、保証委託契約締結の日が属する月の末日までに、フォーム入力あるいはCSVファイルをアップロードする方法により、事業者専用管理サイトに利用者の情報を登録する。
4. 保証料は毎月末日で集計し、翌月 20 日までに当社指定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。振込手数料は事業者の負担とし、振込保証料から控除しないものとする。

第3条（保証の効力発生）

1. 利用者と当社との間の保証委託契約は、利用者が保証委託契約書に署名して保証料を支払ったときに成立し、同時に事業者と当社との間で連帯保証契約が成立する。連帯保証契約の成立により保証委託契約は終了する。
2. 保証委託契約が終了した場合でも、当社と事業者との間の連帯保証契約は継続する。
3. 利用者と当社との間で保証委託契約が締結されない場合であっても、事業者が自ら保証料を負担して当社と保証契約を締結することができる。この場合、事業者は利用者に対して保証料の求償を行わないものとする。

第4条（契約内容の変更等）

1. 利用者の氏名、住所等に変更が生じた場合、事業者は速やかに専用管理サイトにその変更内容を登録しなければならない。

2. 利用者との供給契約が終了した場合、保証契約は終了するものとし、事業者は供給終了年月日を専用管理サイトに登録しなければならない。
3. 利用者との供給契約が終了した場合、利用者に料金の滞納がないことを条件に、利用者は当社に対して、残期間（年単位で計算し端数は切り捨てる。）に相当する保証料の返還を請求することができる。この場合、利用者は当社所定の保証料返還請求書を使用することとし、利用者が事業者に対して(1) 供給契約終了の年月日、(2) 滞納料金がなかったことの各証明を求めたとき、事業者は証明の押印をしなければならない。

第5条（保証期間）

1. 本契約の保証期間は、保証委託契約締結日の翌月1日から10年間とする。
2. 利用者が同一事業者と供給契約を継続する限り、供給場所や住所が変更となった場合であっても本契約は継続する。但し、事業者と利用者が新たな供給契約を締結した場合は、従前の保証契約は終了し、利用者は当社との間で新たな保証委託契約を締結しなければならない。
3. 利用者が料金を滞納し、当社が事業者に対して保証履行をした場合、本契約は終了する。
4. 利用者が料金債務を滞納し当社が保証履行した場合、保証履行した金額を利用者が当社に支払ったときに限り、再度、保証委託契約を締結することができる。
5. 事業者と当社との間の取引基本契約が終了した場合でも、事業者と当社との保証契約は終了することなく期間満了まで継続する。

第6条（保証の範囲）

当社は、利用者の事業者に対する料金支払債務（遅延損害金は対象外とする。）について、以下の範囲において連帯保証する。

- (1) 利用者の3ヶ月分の滞納料金または5万円のいずれか低い金額を上限とする。
- (2) 事業者が保証請求した月の前24ヶ月間に締結した家庭用保証契約の保証料合計額から、同期間に事業者が家庭用の供給について保証履行を受けた合計額を差し引いた残額を当月の保証履行可能限度額とする。限度額を超えた部分は保証履行を請求することができない。

第7条（保証履行請求）

1. 利用者が料金の支払いを滞納し、回収不能と判断される場合、事業者は当社に対して保証履行を請求することができる。
2. 保証履行請求に当たって、事業者は専用管理サイトに、①保証請求額、②延滞年月と各延滞額、③督促の状況等を登録する。
3. 当社は前項の内容を審査し、回収不能と認めた場合に保証を履行する。
4. 保証履行は、保証履行請求があった月の翌月末日までに事業者が指定した銀行口座に対して振り込む方法で行う。振込手数料は事業者の負担とし、保証履行額から控除する。

第8条（約款の変更）

当社は必要があるときは民法の定めに従い、この約款を変更することができ、その内容は

当社がインターネットのサイトに掲載することにより周知するものとし、利用者は変更後の約款に従うものとする。

第9条（その他事項）

本契約に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第10条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以って専属合意管轄裁判所とする。

以上